

資産報告公表

政治倫理審査会が意見書提出



町長や議員などの資産報告を受けて福智町政治倫理条例に基づく審査が行われ、8月31日に審査会の平野健会長が嶋野町長に意見書を提出しました。その内容と資産報告の状況をお知らせします。

資産報告書の提出・記載状況

- 1 福智町政治倫理条例(以下「条例」)第4条第1項の規定により、資産等報告書の提出を義務付けられている町長、副町長、教育長(以下「町長等」)の3名及び町議会議員(以下「議員」)20名の計23名は、1月1日現在の内容を記載した報告書を町長等に提出し、議員は議長に5月31日までに提出された。
- 2 町長等の配偶者及び扶養又は同居の親族(以下「配偶者等」)3名及び議員の配偶者等37名の資産等報告書も期限までに提出された。

資産報告書の提出者

- 総計63人(平成30年5月31日現在)
- 1 報告義務者(町長等3人・議員20人)計23人
 - 2 配偶者(町長等の配偶者3人・議員の配偶者17人)計20人
 - 3 扶養または同居の親族(町長等の扶養または同居の親族0人・議員の扶養または同居の親族20人)計20人

審査方法

- 1 資産等報告書に記載された内容と証明書類とが合致しているか、証明書類と照らし合わせ確認した。
- 2 前年との違いを明確にするため、報告書記載内容の一覧表を作成し

審査結果

- 昨年度との比較審査を行った。
- 3 報告書の内容で疑問のある点、不明確な項目等については当該報告義務者に照会し回答を求めた。
- 記載漏れ等については修正を行ってもらい、審査を行った結果、最終的に虚偽の報告および調査に協力が得られなかった事例は無かった。

指摘事項

- 1 預貯金における証明書類は、金融機関発行の残高証明書を添付するよう4年前より指摘していた。今年度の残高証明書の添付状況は前年と比較し改善傾向にあるが、通帳のコピーを添付している人がいた。審査会としては残高証明が望ましいとの意見により、預貯金の証明書類については、通帳のコピーではなく預金の残高証明の提出をお願いする。
- 2 給与・報酬・事業収入の報告は、報告義務者本人のみと条例第4条第2項に定められているため、配偶者等についての報告は不要である。
- 3 社会保険料の支払い内容が確認できない事例があった。社会保険の加入状況と保険料金額の報告をしてもらいたい。
- 4 資産報告書の記載事項に修正箇所が多数ある報告者がいる。間違い

むすび

- の無いように努めてもらいたい。
- 5 福智町政治倫理条例第5条第1号に掲げる資産の報告額は、同条例施行規則第4条第1項第1号により「50万円未満の資産については、資産等報告書に記入を要しない。」とあるため、報告の簡素化に努めてもらいたい。
 - 1 最終的に虚偽の報告及び調査に協力が得られなかった事例は無かった。当審査会の多岐にわたる照会に対して迅速に回答していただいた報告義務者各位に対し感謝申し上げます。
 - 2 提出義務者は、行政や議会の透明性と公平性を確保し、町民の信頼を高めるためにも指摘事項に留意し、審査において重要な資料となる各種証明書類の添付により、引き続き正確な記載の努力をされたい。
 - 3 合併時に制定した政治倫理条例及び規則について、これまで審査を行ってきた過程において改正すべき点が見受けられるため、整備の必要性があると思われる。
 - 4 資産等報告書は、町民であれば福智町役場で閲覧が可能であるが、閲覧者数は極めて少ない状況である。当審査会は、より多くの人に報告書を見ていただくため、町広報誌等により資産等報告書の閲覧を促すよう2回掲載を求めます。

農業活性化をサポート

農業支援制度のお知らせ

TOPIC

01

多面的機能支払交付金

農業維持の負担を軽減！

農業の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係わる支援を実施。面積に応じ経費の一部を支援する多面的機能支払交付金は次の2つです。

交付金 ① 農地維持 支払交付金

農業を支える共同活動を行う地域組織に対し、共用設備の基本的な維持管理を支援します。対象活動は、水路の泥上げ、農道の砂利補充、ため池や農地法面の草刈りなど。

交付金 ② 資源向上 支払交付金

地域資源(農地、水路、農道)の部分補修(農道のひび割れなど)、植栽活動、未舗装農道の舗装や水路の更新などの共同活動を支援します。



↑水路清掃作業も支援対象です。



↑昨年はため池の草刈りの一部を助成。



↑ひび割れ補修や植栽活動も支援します。

TOPIC

02

環境保全型農業 直接支払交付金

地球にやさしく、人にもやさしく

地域ぐるみで「化学肥料」「化学合成農薬」を原則5割以上減らす取り組みや「地球温暖化防止」「多種多様な生物の保全」に効果の高い営農活動をしている団体を支援します。



- ### 活動の手順
- ① 組織の設立
活動を実施する組織を設立。
 - ② 事業計画の作成
地域共同で取り組む活動について、事業計画(原則5年間)を作成。
 - ③ 申請書類の提出
認定を受けるため町に申請書提出。
 - ④ 活動の実施・交付金の交付
毎年度、町に申請し交付を受ける。
 - ⑤ 活動の記録・報告
作業などの報告書を作成し提出。

のうせい check **重要!**

11月末までに認定を受けるための申請を行う必要がありますので、ご相談や詳しい内容を知りたい人は10月中に**農政課**へお問い合わせください。

☎ 22-7767